最終更新日：2015年6月26日
オリンパス株式会社
代表取締役社長執行役員　笹　宏行
問合せ先：広報・IR部長　百武鉄雄　TEL03-3340-2111
証券コード：7733
http://www.olympus.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を下記のとおり「コーポレートガバナンスに関する基本方針」として策定しております。

コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社の経営理念
「オリンパスグループは、生活者として社会と融合し、社会と価値観を共有しながら、事業を通して新しい価値を提案し、人々の健康と幸せな生活を実現していきます。」この考え方をSocial IN（ソーシャル・イン）と呼び、すべての活動の基本思想とし、株主をはじめとしたステークホルダーのために、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
当社は、コーポレートガバナンス・コードのすべての原則を実施し、株主に対する受託者責任および顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーに対する責任、ならびに上記の当社の経営理念を踏まえ、実効性あるコーポレートガバナンスの実現をめざし、当方針を策定する。

1. 株主の権利、平等性の確保
1)当社は、株主の権利を尊重し、また、株主の実質的な平等性を確保する。
2)当社は、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行う。
3)当社は、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証のうえ当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合に、上場株式を保有することとし、毎年、取締役会で主要な政策保有株式について、中長期的な観点から保有することのリターンとリスクなどを踏まえた合理性・必要性について検証し、これを反映した保有の狙いおよび合理性を確認する。また、政策保有株式について、株主としての権利を行使すべく、すべての議案に対して議決権を行使することとし、政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から当該企業の経営状況を勘案し、議案ごとの賛否を適切に判断する。
4)当社は、当社の中長期的企業価値を守る観点から買収防衛策を導入している。運用については、株主に対する受託者責任を全うする観点から、取締役会においてその必要性および合理性を十分に検討する。発動にあたっては独立社外取締役および独立社外監査役から構成される特別委員会で検討し、必要に応じ株主意思確認総会を開催できることとしている。また、買収防衛策の有効期間は1年とすることで毎年の株主総会において株主に十分な説明を行ったうえで更新する。
5)当社およびその子会社が関連当事者間取引を行う場合は、社規則「オリンパスグループ内部統制規程」に基づき、各社の取締役会の承認を要することとし、さらに地域統括会社の承認を得るとともに当社へ報告する。

2. 株主以外のステークホルダーとの協働
当社は、「Social IN」の経営理念のもと、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努める。

ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践する。具体的には、グループ全員の行動の拠り所として「オリンパスグループ企業行動憲章」「オリンパスグループ行動規範」を策定し、当社グループに属するすべての役員および従業員に、広く浸透させる。

コンプライアンスの統括責任者としてチーフコンプライアンスオフィサー（CCO）を任命する。取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長としCCOや外部委員で構成されるコンプライアンス委員会を設置する。また、内部通報制度「コンプライアンスヘルプライン」を構築し、社内通報受付窓口と外部弁護士による社外通報受付窓口で運用し、その運用状況を、上記コンプライアンス委員会を通じて定期的に取締役会に報告する。

3. 情報開示の充実および透明性の確保
当社は、「Social IN」をすべての企業活動の基本思想とし、すべてのステークホルダーから正しい理解と信頼を得るために、経営方針、財務状況、事業活動状況、CSR活動などの企業情報を公正、適時適切かつ積極的に開示する。

4. 取締役会等の責務
1)取締役会の役割
取締役会は、経営執行の責任者である社長から提案される経営上重要な事項の承認と、業務執行の監督を行う。

2)取締役および監査役の資質
当社の取締役は、高い倫理観を有し、かつ、中長期的な企業価値を創造するために必要な経験、知識、能力を有し、自らの義務と責任を全うするために、取締役会に対して十分な時間を割く。

当社は、「監査役会設置会社」を選択し、取締役会と監査役会により経営監視の客観性と公正性を高める仕組みとしている。当社の監査役は、高い倫理観を有し、かつ、中長期的な企業価値を創造するために必要な経験、知識、能力を有し、少なくとも一名は、財務、会計業務に関する豊富な知識を有するべきである。

3)取締役会の多様性

当社は、取締役会全体においては、経験、知識、能力等における多様性に配慮する。

4)取締役会の規模
当社グループの規模および事業の内容から、定款に定める15名以内で取締役会の機能を効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持する。

5)独立社外取締役
取締役会の監督機能を高める観点から、取締役の半数以上を独立社外取締役とする。独立性基準は取締役会で定める。

6)取締役会の議長
執行と監督の分離を図るために、取締役会の議長は業務執行を行わない取締役が務める。

7)指名と報酬に関する委員会
取締役会は、任意の委員会として指名委員会および報酬委員会を設置する。

指名委員会
指名委員会は、取締役および監査役の選任および人事事項を審議し、取締役会に意見の陳述および助言を行う。指名委員会は、取締役会が取締役のなかから指名した3名以上の委員で構成し、その過半数を独立社外取締役とする。また、委員長は独立社外取締役とする。

報酬委員会
報酬委員会は、取締役の報酬に係る事項等を審議し、取締役会に意見の陳述および助言を行う。報酬委員会は、取締役会が取締役のなかから指名した3名以上の委員で構成し、その過半数を独立社外取締役とする。また、委員長は独立社外取締役とする。

8)取締役および監査役の選任プロセス
取締役については、取締役候補者を指名委員会が選任基準に照らして審議、面接して、取締役会に意見の陳述および助言を行う。それを取締役会で決定し、株主総会の決議により選任する。

監査役については、監査役会の意見を聴取したうえで指名委員会が監査役候補者を選任基準に照らして審議、面接して、監査役会の同意を得た後、取締役会に意見の陳述および助言を行う。それを取締役会で決定し、株主総会の決議により選任する。

9)社長の後継者の育成とその決定
社長は自らの後継者の育成を最も重要な責務のひとつであると認識し、執行役員を後継者候補として育成する。指名委員会はその育成のプロセスを把握して、必要な助言を行う。
後継者の決定は、指名委員会で社外を含む候補者が社長に相応しい資質を有するか審議を行い、取締役会に意見の陳述および助言を行い、取締役会で決定する。

10)報酬制度
役員報酬（業務執行を行う取締役および執行役員の報酬）については、「企業価値の最大化をはかり株主期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務にふさわしい処遇とすることを、基本方針とする。取締役会は、同方針に基づき、短期および中長期の業績と連動する報酬の割合を適切に設定することを重視し、報酬委員会の意見陳述および助言を経て、役員報酬を決定する。

11)取締役会の運営
取締役会の議題、審議時間および開催頻度は、重要な業務執行の承認および業務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能なように設定する。また、取締役会において建設的な議論・意見交換ができるように、取締役会の付議および報告議案について、取締役会出席者の事前準備に要する期間に配慮して、資料を送付したうえで事前説明会を設ける。また、取締役会の開催スケジュールや予想される審議事項については予め決定する。

12)独立社外取締役だけの会合
当社は、必要に応じて、独立社外取締役だけの会合を実施し、情報交換および認識共有を図る。

13)取締役会評価
取締役会において、毎年、取締役会全体の実効性について、第三者の視点も含めた分析および評価を行い、その評価結果の概要を公表する。

14)情報入手と支援体制
当社は取締役および監査役に対して、その役割および責務が実効的に果たせるように積極的な情報の提供に努める。

15)取締役および監査役の研鑽
取締役および監査役は、その役割や責務を果たすために、知識の習得や更新等の研鑽に努める。また、新任の社外役員に対しては、当社の事業所、工場見学や事業の勉強会等当社に関する知識を習得するために様々なプログラムを提供する。

5. 株主との対話
当社は持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組みに関する方針を取締役会で定め、公表する。

株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組みに関する方針

1）基本方針
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、社長および財務担当役員が中心となって株主との建設的な対話を積極的に実施する。IR部門がこれを補佐して社内における情報交換や株主から得た意見の経営陣幹部へのフィードバック等の体制を整備する。

2）社長および財務担当役員による対話の方針
株主との対話全般については、社長および財務担当役員が中心となって建設的な対話の実現に向け、対応する。具体的には、株主との個別の面談に加え、四半期決算ごとに説明会、スモールミーティング、海外投資家との電話会議を実施するほか、定期的な国内および海外ロードショーの実施、証券会社主催のカンファレンスへの参加等、株主との直接の対話の機会を積極的に設けることとする。

3）IR部門によるIR活動の方針
IR活動を専門に担当するIR部門を設置し、株主との対話の充実に向けて積極的なIR活動を実施する。具体的には、株主の依頼に応じて随時個別の面談を実施するほか、個人投資家向け説明会や施設見学会といったIRイベントを定期的に実施する。また、ホームページ、アニュアルレポート、株主通信、株主総会招集ご通知等を通じて株主に対して積極的な情報提供を行う。

4）IR部門による社内情報交換体制整備の方針
IR部門は、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等と日常的に適宜情報交換を行い、必要に応じてプロジェクトチームを組むなどして、有機的な連携体制を取る。また、機関投資家を中心とする株主との対話から得た株主の意見および懸念については、必要に応じて、IR部門から経営執行会議や取締役会において報告し、その内容について議論する。

5）株主との対話におけるインサイダー情報管理の方針
インサイダー情報については、「インサイダー取引防止規程」に従い厳重な管理を行う。株主との対話に際しては、担当者に対してIR部門から改めて注意喚起を行うことで、インサイダー情報の漏洩を未然に防止する。

6. 本方針の改廃
本方針の改廃は取締役会決議によって行う。

以上

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードのすべての原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

・原則１－４【いわゆる政策保有株式】
当社における上場株式の政策保有に関する方針および政策保有株式の議決権行使の基準は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」1. 3)に記載しておりますのでご参照ください。

・原則１－７【関連当事者間取引】
当社および当社の子会社が関連当事者間取引を行う場合の手続きの枠組みは、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」1. 5)に記載しておりますのでご参照ください。

・原則３－１【情報開示の充実】
当社では、法令に基づく適時適切な開示のほか、意思決定の透明性・公平性の確保と実効的なコーポレートガバナンスを実現するため、以下について主体的な発信を行っております。
(i)当社の経営理念および中期計画については、当社ホームページやアニュアルレポート等で公表しておりますのでご参照ください。
経営理念 http://www.olympus.co.jp/jp/corc/philosophy/
中期計画http://www.olympus.co.jp/jp/ir/data/plan/
(ii) 当社は、上記1「基本的な考え方」に記載しましたように、コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえたコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を「コーポレートガバナンスに関する基本方針」として策定しておりますのでご参照ください。
(iii) 当社における取締役の報酬は、独立社外取締役を委員長とし、過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会の意見陳述および助言を経て、取締役報酬規程に基づき取締役会で決定しております。報酬委員会では、賞与やストックオプションの構成も含め、業績連動部分については、短期および中長期のそれぞれの業績との連動について審議しており、中期経営計画のローリングのタイミング毎に見直しを行っております。経営陣幹部（経営執行会議メンバーをいいます。以下同じ）のうち取締役を兼務している者の報酬は、上述のとおりです。また、取締役を兼務していない経営陣幹部の報酬は、報酬委員会の意見陳述および助言を経て、取締役会で決定した執行役員報酬規程にもとづき、社長が決定します。
(iv) 当社における取締役候補の指名は、独立社外取締役を委員長とし、過半数を独立社外取締役で構成する指名委員会の意見陳述および助言を経て、取締役会で決定しております。また、監査役候補の指名は、監査役会の同意を得たうえで、指名委員会の意見陳述および助言を経て、取締役会で決定しております。また、経営陣幹部は、経営執行会議規程にもとづき、取締役会で決定します。
(v) 各取締役の選任理由は、定時株主総会招集ご通知の取締役選任議案参考書類において記載しておりますのでご参照ください。
第147期定時株主総会招集ご通知　P7　取締役10名選任の件
http://www.olympus.co.jp/jp/common/pdf/meeting147p_01.pdf
各監査役の選任理由は、平成24年4月20日の臨時株主総会にむけて、平成24年2月27日に適時開示した「新任取締役及び監査役の候補者の決定について」で記載しておりますのでご参照ください。
平成24年2月27日適時開示「新任取締役及び監査役の候補者の決定について」P5
http://www.olympus.co.jp/jp/common/pdf/nr120227.pdf
経営陣幹部のうち取締役を兼務している者の選任理由は上記の定時株主総会招集ご通知の取締役選任議案参考書類において記載しておりますのでご参照ください。（取締役兼務者：笹宏行、竹内康雄、田口晶弘、林繁雄、小川治男）
また、経営陣幹部のうち取締役を兼務していない者の選任理由は以下のとおりです。
氏名：平田貴一（コーポレート部門長）
選任理由：当社において科学事業での事業企画・推進に携わった経験、豊富な海外駐在歴を通じて培われた顧客原点の意識と事業体との接点、グローバルな視点を活かし、コーポレート部門で物流推進部長、子会社社長、コーポレートサービス本部長等の要職を歴任し、本社機能強化を強力に推進した実績を持つため、平成27年4月よりコーポレート部門長に任命した。

・補充原則４－１－１【経営陣に対する委任の範囲】
当社は執行と監督を分離する方針のもと、取締役会に付議すべき事項は、取締役会が定める取締役会規程および取締役会付議・報告基準に規定しており、それらは法定事項、定款所定事項等、経営の基本方針に関する事項や中長期の経営計画等経営上の重要な事項からなっております。経営陣は取締役会で決定された経営の基本方針および経営計画に即した事業遂行を行っております。

・原則４－８【独立社外取締役の有効な活用】
取締役会の監督機能を高める観点から、取締役の半数以上を独立社外取締役とすることとしており、取締役10名中5名が独立社外取締役であります。

・原則４－９【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
取締役会は独立社外取締役の独立性を担保するための基準を定めており、定時株主総会招集ご通知等で公表しておりますのでご参照ください。過半数を独立社外取締役で構成する指名委員会が候補者の独立性を審査することによって実質面を担保するとともに、取締役会への貢献が期待できる人材であるかも併せて確認しております。
第147期定時株主総会招集ご通知　P13　社外取締役および社外監査役の独立性に関する考え方
http://www.olympus.co.jp/jp/common/pdf/meeting147p_01.pdf

・補充原則４－１１－１【取締役会のバランス、多様性、規模ならびに取締役の選任に関する方針・手続】
取締役会のバランス、多様性ならび取締役の選任に関する方針および手続は「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の「4. 取締役会等の責務」に記載しておりますのでご参照ください。

・補充原則4－11－2【取締役・監査役の兼任状況】
取締役および監査役の他の上場会社の役員の兼任状況は、定時株主総会招集ご通知の参考書類（候補者の場合）や事業報告（期末在籍者の場合）等において毎年開示をしておりますのでご参照ください。
第147期定時株主総会招集ご通知 P8～10 P37～38
http://www.olympus.co.jp/jp/common/pdf/meeting147p_01.pdf

・補充原則4－11－3【取締役会の自己評価】
当社取締役会では、毎年、各取締役・監査役の自己評価を行い、取締役会全体の実効性について、第三者の視点も含めた分析・評価を行うこととしております。2014年度の取締役会評価の結果の概要については、2015年7月末頃に開示する予定であります。

・補充原則4－14－2【取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、取締および監査役に対するトレーニングとして、社外役員を含む新任取締役および監査役に対し、当社の事業場、工場等主要拠点の見学、説明会および事業勉強会を実施し、当社に関する知識の習得を支援する方針であります。また、取締役および監査役の業務を行うにあたって必要な基本知識を学ぶための外部教育訓練を斡旋し、費用を負担することで、取締役および監査役としての役割および責務についての理解を深めるための支援を行う方針であります。

・原則5－1【株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組みに関する方針は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の「5. 株主との対話」に記載をしておりますのでご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
ソニー株式会社	34,487,900	10.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	16,560,900	4.83
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	14,941,547	4.36
日本生命保険相互会社	13,286,618	3.88
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,286,586	3.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	11,610,300	3.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	11,404,000	3.33
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	8,874,591	2.59
株式会社三井住友銀行	8,350,648	2.44
テルモ株式会社	5,581,000	1.63

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	精密機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	社外取締役
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
後藤　卓也	他の会社の出身者											
蛭田　史郎	他の会社の出身者								△			
藤田　純孝	他の会社の出身者								△			
西川　元啓	弁護士								△			
鵜瀞　恵子	その他											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
後藤　卓也	○	特に記載事項はありません。	花王株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため。 独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定しています。
蛭田　史郎	○	特に記載事項はありません。	旭化成株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため。 独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定しています。
藤田　純孝	○	特に記載事項はありません。	伊藤忠商事株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため。 独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定しています。

西川　元啓	○	特に記載事項はありません。	新日鐵住金株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識および弁護士としての幅広い知識を当社の経営に反映していただくため。 独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定しています。
鵜瀞　恵子	○	特に記載事項はありません。	公正取引委員会での豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため。 独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	3	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	3	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は任意の委員会として指名委員会および報酬委員会を設置しています。
指名委員会は、取締役および監査役の選任および人事事項を審議し、取締役会に意見の陳述および助言を行います。指名委員会は、取締役会が取締役のなかから指名した3名以上の委員で構成し、その過半数を独立社外取締役としています。また、委員長は独立社外取締役としています。
報酬委員会は、取締役の報酬に係る事項等を審議し、取締役会に意見の陳述および助言を行います。報酬委員会は、取締役会が取締役のなかから指名した3名以上の委員で構成し、その過半数を独立社外取締役としています。また、委員長は独立社外取締役としています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は監査役会において、会計監査人より、年度監査計画、四半期毎の決算に関する事項および期末監査報告等について定期的な説明を受けるとともに、必要に応じて意見交換を実施しています。
当社の内部監査は、社長直轄の組織である監査室(提出日現在22名)が統括しており、欧米アジア地域統括子会社の内部監査部門と連携して、当社および当社グループ会社を対象に内部監査を実施しています。監査室は、年度監査計画に基づき、金融商品取引法に基づく内部統制の整備・運用状況の評価を行っているほか、経営監査(業務監査、コンプライアンス監査およびシステム監査等)を実施し、改善指摘とその改善状況のフォローアップを行っています。内部監査の状況および結果については、社長および取締役会に対して定期的または適宜報告を行い、監査役や会計監査人とは監査計画や監査結果について緊密な情報交換を行うとともに、実地棚卸監査への同行など、連携を図っています。当連結会計年度は、欧米アジアの内部監査部門とのグローバル会議の場で課題を共有し、タスクフォースを立ち上げて課題検討を開始しました。また、監査室長は、社外取締役ともコミュニケーションをとることで、監査活動の品質向上に努めてきました。さらに、監査品質の向上に向けて、人材育成に力を入れており、現在、公認内部監査人4名、公認不正検査士、公認情報システム内部監査人、公認会計士をそれぞれ1名擁しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
名古屋　信夫	公認会計士													

名取　勝也	弁護士									△					

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
名古屋　信夫	○	特に記載事項はありません。	公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識を活かして当社経営の監査を社外監査役として適切に遂行していただけるものと判断したため。 独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定しています。
名取　勝也	○	特に記載事項はありません。	サン・マイクロシステムズ株式会社、株式会社ファーストリテイリングおよび日本アイ・ビー・エム株式会社での経営者ならびに弁護士としての豊富な経験と幅広い知識を活かして当社経営を監査していただくため。 独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	7 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役および社外監査役の独立性に関する考え方を明確にするため、以下のとおり「社外役員の独立性に関する基準」を定めており、この基準に満たない取引関係等については、該当状況についての説明を省略しています。
（社外役員の独立性に関する基準）
当社取締役会は、社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」）の独立性を以下の基準に基づいて判断する。
取締役会での判断に当たっては、過半数を社外取締役で構成する指名委員会があらかじめ社外役員の独立性を審査したうえで、取締役会に対し意見の陳述および助言を行う。
1．過去10年間のいずれかの会計年度において、当社および当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」）から1千万円超の報酬（当社からの役員報酬を除く）またはその他の財産を直接受け取っていないこと。本人がコンサルタント、会計専門家または法律専門家の場合は、本人が所属する団体への当社グループからの報酬等支払額が1千万円超でないこと。
2．過去10年間に、以下に該当する会社の業務執行取締役、執行役、執行役員および部長職以上の使用人でないこと。
(1) 過去10年間のいずれかの会計年度において、当社グループとの取引金額が、双方いずれかにおいて連結売上高の2%超である
(2) 当社の大株主（総議決権数の5%超の議決権数を直接または間接的に保有、以下同様）である
(3) 当社グループが大株主である
(4) 当社グループと実質的な利害関係がある（メインバンク、コンサルタント等）
(5) 取締役を相互に派遣し就任させる関係がある
3．上記1．および2．に該当する者と生計を一にしていないこと。
4．当社グループの取締役、業務執行取締役、執行役員および部長職以上の使用人の配偶者または3親等以内の親族でないこと。
5．当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者でないこと。
6．上記各号のほか、独立性を疑わせる重要な利害関係を有していないこと。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対して、その報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役および執行役員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるため、株式報酬型ストックオプション制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

社外取締役を除く取締役のほか、執行役員を付与対象者としています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

	支給人員	支給額
定款または株主総会決議に基づく報酬	14 名	465 百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、「企業価値の最大化を図り株主期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務に相応しい処遇とすることを基本コンセプトとしています。
取締役（社外取締役を除く）の報酬は、月例報酬、賞与、株式報酬型ストックオプションにより構成されています。月例報酬は役位毎の基準額をベースに会社への貢献度等に応じて決定され、賞与は当該期の連結営業利益額および連結当期純利益額に基づき総支給額が決定される仕組みをとっています。また、株式報酬型ストックオプションは中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、当該取締役の月例報酬、賞与とは別枠の報酬として新株予約権を割り当てる仕組みです。なお、社外取締役については月例報酬のみを支給しており、賞与および株式報酬型ストックオプションは対象としていません。
監査役の月例報酬は監査役の協議により定めており、賞与および株式報酬型ストックオプションは対象としていません。
取締役賞与については、業績に対する連動性をより高めることを目的とし、平成26年度より「利益連動給与」を導入しています。具体的には、平成28年6月開催予定の定時株主総会終了後、下記方法に基づき算定のうえ、支給額を確定し支払います。

a. 総支給額
総支給額は、i）平成28年6月提出予定の第148期有価証券報告書に記載される平成27年度連結営業利益から150億円を控除した金額の0.0544%（連結営業利益が150億円に満たない場合は0円）と平成27年度連結当期純利益から10億円を控除した金額の0.0458%（連結当期純利益が10億円に満たない場合は0円）の合計に対象となる取締役の員数増減・役位変更等に伴う一定の調整を加えた額、またはii）3億5千万円、のいずれか少ない額です。この総支給額に係る具体的な算定式は次のとおりです。
総支給額＝｛（平成27年度連結営業利益－150億円）× 0.0544%
＋（平成27年度連結当期純利益－10億円）× 0.0458% ｝
×（対象となる取締役の役位ポイントの総和 ÷ 96 ）（1万円単位四捨五入）
b. 個別支給額
各取締役への個別支給額は上記a.に基づき計算された総支給額を、役位毎に定められた下記ポイントに応じて按分された金額です（1万円単位四捨五入）。

取締役会長：24
取締役社長執行役員：28
取締役副社長執行役員：20
取締役専務執行役員：16
取締役常務執行役員：12
取締役執行役員：9

個別支給額に係る具体的算定式は次のとおりです。
個別支給額 ＝ 総支給額 ÷ 対象となる取締役の役位ポイントの総和 × 役位ポイント
なお、各取締役への個別支給額の限度額は、上述のa.ii）で定めている総支給額の上限額をもって、以下の算定式により計算された金額とします。
各取締役への個別支給額の限度額 ＝ a.ii）で定めている総支給額の上限額（3億5千万円）
÷ 対象となる取締役の役位ポイントの総和 × 役位ポイント

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

当社は社外取締役および社外監査役に対して、その役割および責務が実効的に果たせるように積極的な情報の提供に努めており、取締役会の開催にあたって事前に資料を配布し説明を行っています。また、取締役には総務部が随時連絡窓口としての機能を果たしており、社外監査役は監査役室を通じて情報収集や連絡をしています。
また、当社は、取締役および監査役に対するトレーニングとして、社外役員を含む新任取締役および監査役に対し、当社の事業場、工場等主要拠点の見学、説明会および事業勉強会を実施し、当社についての知識の習得を支援しています。また、取締役および監査役の業務を行うにあたって必要な基本知識を学ぶための外部教育訓練を斡旋し、費用を負担することで、取締役および監査役としての役割および責務についての理解を深めるための支援を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会は10名の取締役で構成し、半数の5名が社外取締役です。当社は取締役会を原則として毎月1回開催することにより、経営執行の責任者である社長から提案される経営上重要な事項について承認と業務執行の適切な監督を実施することとしています。取締役会の議長は業務執行を行わない取締役が務めます。取締役の任期は1年とし、成果を毎年評価することでその責任の明確化を図っています。社外取締役5名に

は、取締役会において独立的な立場から意思決定や監督を行うにあたり、各取締役が有する専門知識を当社の経営に活かすことを期待しています。なお、取締役会からは、経営執行会議もしくは社長の段階で決定した事項についても報告を要請しており、情報伝達およびモニタリング面での機能強化を図り、経営の健全性が確保される仕組みを構築しています。

さらに、執行役員制により、取締役会の経営意思決定および業務執行状況の監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離するとともに、あわせて社長等の在任期間、取締役・執行役員の上限年齢を制定することにより、役員の長期在任による不正を防止する体制を整備しました。

なお、当社の取締役の定数は15名以内とする旨を定款で定めており、取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定めています。

また、当社は、重要事項についての審議を通じて、社長による意思決定を補佐するため、経営執行会議を原則として毎月3回開催することとしています。経営執行会議は社長および各機能部門等の長で構成することに加え、監査役およびチーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)等がオブザーバーとして参加することにより、執行部門への監督機能の強化を図っています。

当社は、監査役会設置会社であり、4名の監査役のうち2名を社外監査役とし、さらに、2名の常勤監査役のうち1名を社外から招聘することで、経営への監視機能の強化を図っています。また、監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置しています。監査役会は取締役会と同じく原則として毎月1回開催することとしています。

監査役は監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するほか、取締役や執行役員との定期的な意見交換を実施し、特に代表取締役とは原則年4回の意見交換を実施することとしています。さらに、会計監査人より、年度監査計画、四半期毎の決算に関する事項および期末監査報告等について定期的な説明を受けるとともに、必要に応じて意見交換を実施することとしています。

また、監査役は意思決定に係る重要事項について、取締役会において必要に応じ意見を述べており、当社の経営管理体制を監視しています。特に社外監査役はそれぞれの専門的見地から意見を述べており、経営監視機能の強化に努めています。

なお、社外監査役の名古屋信夫氏は公認会計士であり、財務・会計に関して相当程度の知見を有しています。

当社では取締役会の任意委員会として指名委員会および報酬委員会を設置し、経営体制の透明性を高めています。両委員会とも委員の過半数を独立社外取締役とし、委員長も独立社外取締役が務めます。指名委員会は取締役および監査役の候補者の指名等につき、また、報酬委員会は取締役の報酬制度や個別報酬の決定等につき、それぞれ取締役会に助言を行い、取締役会はその助言を最大限尊重して決議を行うこととしています。

当社の内部監査は、社長直轄の組織である監査室(提出日現在22名)が統括しており、欧米アジア地域統括子会社の内部監査部門と連携して、当社および当社グループ会社を対象に内部監査を実施しています。監査室は、年度監査計画に基づき、金融商品取引法に基づく内部統制の整備・運用状況の評価を行っているほか、経営監査(業務監査、コンプライアンス監査およびシステム監査等)を実施し、改善指摘とその改善状況のフォローアップを行っています。内部監査の状況および結果については、社長および取締役会に対して定期的または適宜報告を行い、監査役や会計監査人とは監査計画や監査結果について緊密な情報交換を行うとともに、実地棚卸監査への同行など、連携を図っています。当連結会計年度は、欧米アジアの内部監査部門とのグローバル会議の場で課題を共有し、タスクフォースを立ち上げて課題検討を開始しました。また、監査室長は、社外取締役ともコミュニケーションをとることで、監査活動の品質向上に努めてきました。さらに、監査品質の向上に向けて、人材育成に力を入れており、現在、公認内部監査人4名、公認不正検査士、公認情報システム内部監査人、公認会計士をそれぞれ1名擁しています。

上記のとおり、当社は社外取締役および社外監査役を複数名選任することにより経営監督機能の充実を図るとともに、監査役室および監査室を設置することで監査体制を充実させており、現在のガバナンス体制が当社にとって適切な体制であると判断しています。

当連結会計年度において会社法に基づく監査および金融商品取引法に基づく会計監査についての契約は、新日本有限責任監査法人と締結しています。同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。当連結会計年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務にかかる補助者の構成については以下のとおりです。

(業務を執行した公認会計士の氏名)
指定有限責任社員　業務執行社員　岡　研三
指定有限責任社員　業務執行社員　芳野博之
指定有限責任社員　業務執行社員　吉田哲也
指定有限責任社員　業務執行社員　榎本征範
(当社の会計監査業務にかかる補助者の構成)
公認会計士29人、その他33人

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会は、半数を独立社外取締役が占め、業務執行を行わない取締役が議長を務めることで業務執行と監督が明確に分離された体制を構築しています。また、任意の指名委員会および報酬委員会を設置し、いずれも過半数を独立社外取締役で構成し、独立社外取締役が委員長を務めています。この体制のもと、会社の持続的成長と中長期的な向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図る体制を整えています。

このように、監査役会設置会社の組織形態を採りつつ、任意の委員会として指名委員会および報酬委員会を設置することで委員会設置会社型のガバナンス体制も採り入れるなど、任意に統治機能の充実を図ることで、当社にとって最適なコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催の3週間前に発送しています。 また、発送の数日前に当社ホームページ、TDnet、議決権電子行使プラットフォームに招集通知のPDF版を掲載し、電子的に公表しています。
電磁的方法による議決権の行使	当社指定の議決権行使サイトや議決権電子行使プラットフォームを利用して議決権の電子行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は外国人株主比率が40%以上と高いことを踏まえ、招集通知の英訳をインターネット上（議決権電子行使プラットフォームおよび当社ホームページ）に掲載しています。 また、当社指定の議決権行使サイトや議決権電子行使プラットフォームを利用して議決権の電子行使を可能としています。
招集通知（要約）の英文での提供	当社は外国人株主比率が40%以上と高いことを踏まえ、招集通知全文の英訳をインターネット上（議決権電子行使プラットフォームおよび当社ホームページ）に掲載しています。
その他	インターネット上（議決権電子行使プラットフォームおよび当社ホームページ）において、招集通知および決議通知の全文を掲載しています。 株主総会における報告事項についてビジュアルを使用することにより、株主の皆さまのご理解を得られるよう努めています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、当社ホームページにおいて「情報開示方針」を掲載しています。 また、情報開示方針に基づき、当社の情報開示体制および開示基準、当該情報の管理について定め、適時適切な情報開示を行うことを目的とした「情報開示規程」を制定しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に十数回、IR担当者が個人投資家向けに説明会を実施しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算実績、業績見通しを中心に年間4回（5月、8月、11月、2月）の決算説明会を開催するほか、経営戦略説明会を適時開催します。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外の機関投資家と電話会議および面談等によるミーティングを積極的に行っているほか、年間2～3回社長および担当役員が海外の機関投資家を訪問し、決算説明等のミーティングを実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報をはじめとする適時開示資料、アニュアルレポート、株主通信、有価証券報告書又は四半期報告書、知的財産報告書、ファクトブックを掲載しているほか、CSR、環境活動についても掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部門として広報・IR部を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、平成16年9月に制定した「オリンパスグループ企業行動憲章」「オリンパスグループ行動規範」を平成24年6月に改定し、お客さま、取引先、株主、社員、地域社会等のあらゆるステークホルダーとの関係において、法令はもとより高い倫理観に則して行動し公正で誠実な企業行動を行うよう明確に定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	経営の基本的な考え方である「Social IN（ソーシャル・イン）」の基本思想の下、企業の社会的責任「CSR（Corporate Social Responsibility）」を果たすことは当社グループの使命であると考えており、CSRへの取り組みを通じて社会から信頼・共感を得ることが、ブランド力を強化し、さまざまなステークホルダーへ提供する価値を最大化することにつながると考えています。 　このような考えの下、社長をCSR責任者とし、担当役員を委員長とするCSR委員会を設置し、その傘下に各種推進委員会を設けることでCSRに関する諸領域の活動を推進しているほか、C

	SRに関する施策のCSR本部や品質・製品法規制部門等の専門の部署を設置することにより全社横断的なCSR、品質保証および環境保全の取り組みを一層強化しています。詳細な活動状況については、「オリンパスCSRレポート」を日本語版のほか、英語版でも発行しています。また、当社ホームページでも、CSR、環境活動について掲載しています。 （http://www.olympus.co.jp/jp/csr/）
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループでは、「オリンパス行動憲章」を制定し、ステークホルダーの正しい理解と信頼を得るために経営方針、事業活動状況およびCSR活動などの企業情報を公正かつ適時適切に開示することを定めています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、生活者として社会と融合し、社会と価値観を共有しながら、事業を通して新しい価値を提案し、人々の健康と幸せな生活を実現するという考え方を「Social IN（ソーシャル・イン）」と呼び、すべての活動の基本思想としています。
当社は、この基本思想のもと、当社および子会社（以下、「オリンパスグループ」）の業務の有効性と効率性ならびに財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図るものとします。

1．当社および子会社の取締役ならびにその使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、オリンパスグループの取締役および使用人が法令および定款を遵守して職務を執行する体制を確保するため、オリンパスグループ企業行動憲章およびオリンパスグループ行動規範をはじめとする各種基本方針および社規則を制定し、内容の浸透を図るとともに、継続的な教育等によりオリンパスグループにおけるコンプライアンス意識の向上を推進します。
(2) 当社は、オリンパスグループのコンプライアンス体制を監督し改善するための組織として、社外取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置します。コンプライアンス推進体制として、コンプライアンス担当役員（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命するとともに、統括部門を設置します。統括部門は「グローバルコンプライアンスマネジメントシステム」に基づいたグループコンプライアンス体制の充実に向けた活動を行います。また、使用人に対する教育やアセスメントに関する取り組みを継続的に実施します。なお、コンプライアンスに関する問題を相談または通報する窓口として社内外にコンプライアンスヘルプラインを設置し、法令違反等が発生または発生する可能性があると判断した場合、使用人は通報することができます。
(3) 当社は、社長をCSR責任者とし、担当役員を委員長とするCSR委員会を設置し、オリンパスグループにおけるCSR活動の取り組み内容、目標設定および評価等を行うため定期的に開催します。また、CSR委員会は、高い倫理観を醸成することをはじめ、オリンパスグループ企業行動憲章およびオリンパスグループ行動規範を実現するための取り組みを推進します。
(4) 当社は、社長直轄の監査室を設置します。内部監査規程に基づき監査室は、業務全般に関し法令、定款および社規則の遵守状況、職務執行の手続きおよび内容の妥当性等につき、当社および国内子会社の内部監査を実施します。また、海外子会社については地域統括会社の内部監査部門が定期的に内部監査を実施します。その監査結果を当社の社長、取締役会および監査役会に報告します。
(5) 当社は、主要な子会社に取締役および監査役を派遣するとともに、子会社の重要事項についてはオリンパスグループ内部統制規程に基づき当社が承認することにより、子会社における業務の適正性を確保します。
(6) 当社は、オリンパスグループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために、監査室において財務報告に係る内部統制制度における統制活動が有効に機能するための取り組みや運用状況を定期的に評価し、継続的な改善活動を実施します。
(7) 当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対して、総務部を所管として弁護士および警察等と連携し組織的に毅然とした姿勢で対応します。また、オリンパスグループとして反社会的勢力排除の社会的責任を果たすため、関連する規程を整備し反社会的勢力排除の取り組みを継続的に実施します。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1) 当社は、法令および文書管理規程等の社規則に従い、文書または電磁的情報の保存および管理を行います。
(2) 取締役および監査役は、文書管理規程に基づき取締役会議事録および決裁書等の重要な文書を常時閲覧できます。

3．当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社は、取締役会および経営執行会議等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続きの適正な運用により、オリンパスグループの事業リスクの管理を行います。社長は、取締役会規程に規定されているオリンパスグループの重要事項について、経営執行会議で十分な審議を経たうえで、取締役会に提案します。取締役会は、その提案内容を十分に審議し意思決定を行います。また、社長は、取締役会付議事項以外の重要事項についても、経営執行会議の審議を経たうえで、意思決定を行います。
(2) 当社は、品質、製品安全、輸出管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等のリスクに関して、それぞれ所管する部署を定め、社規則や標準を制定し、オリンパスグループとして予防的リスクマネジメントに取り組むとともに、教育・指導を行うことにより管理します。
(3) 当社は、CSR委員会においてリスクマネジメントに関する計画および施策の報告ならびに審議を行い、オリンパスグループのリスクマネジメント体制の確立、維持を図ります。また、リスクマネジメントおよび危機対応規程に従い、当社および子会社担当部門においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、有事の際、速やかに対処できる体制としています。震災、火災および事故等の災害ならびに企業倫理違反等の重大なリスクが発生した場合、担当部門は、社長をはじめとする執行役員会議メンバーおよび関係者に緊急報告を行い、社長が対策を決定します。

4．当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会は、オリンパスグループの経営目標を定めた中長期の経営基本計画およびその実行計画である年度事業計画について承認します。また、取締役会は年度事業計画の進捗評価のために業績等につき定期報告を受けます。
(2) 取締役会は、社長およびその他の業務執行取締役の職務の分担を決定するほか、執行役員の職務の分担について承認します。また、その職務の執行状況について報告を受けます。
(3) 取締役会は、決裁規程や組織規程等の社規則により、経営組織および職務分掌ならびに各職位の責任と権限について承認します。また、主要な経営組織から職務の執行状況について報告を受けます。
(4) 当社は、子会社の取締役の職務が効率的に行われるように、グループファイナンス規程を定め、日本、米州、欧州、アジアの地域毎にキャッシュマネジメントシステムを導入しています。

5．当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
(1) 当社は、関係会社管理規程により子会社に関する管理基準を明確化し、各社の経営状況のレビューを行い、定期的に経営執行会議に報告します。
(2) 当社は、グローバル経営執行会議を定期的に開催することで、子会社から報告を受けます。
(3) 当社は、オリンパスグループ連結会計規程に基づき、子会社からの適時適切な報告を徹底することにより、オリンパスグループの財務状態および経営成績を的確に把握し、かつ、連結会計方針の適切な維持管理を行います。

6．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置します。更に必要に応じて兼任の使用人を置くことができることとします。また、社規則を定め、次のとおり執行からの独立性を確保するとともに、監査役の使用人に対する指示の実効性を確保します。
1)取締役および使用人等は、監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の職務を補助するにあたり指揮・命令を行わないものとします。
2)監査役の職務を補助すべき使用人の任免、異動、賃金および人事評価等は監査役会の同意を得たうえで決定します。

7．当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制および当社の子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
(1) 当社の取締役および使用人、子会社の取締役および監査役ならびに使用人は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実について、直接または担当部署を通じ速やかに当社の監査役会に報告します。その他、法令および当社の監査役会が制定する監査役会規程ならびに監査役監査基準に基づき、監査役がオリンパスグループの取締役および使用人に対して報告を求めたときは、当該取締役および使用人は速やかに監査役に報告します。

⑵ 当社は、コンプライアンスヘルプライン運用規程に従い、オリンパスグループにおける重要なコンプライアンス上の問題が生じた場合は、その内容等についてコンプライアンス担当役員が取締役会に報告します。また、通報内容および調査結果を定期的に常勤監査役に報告します。
⑶ 当社の監査室は、定期的に当社監査役に対してオリンパスグループにおける内部監査の状況を報告します。また、コンプライアンス担当役員は、必要に応じてコンプライアンスに関する状況を監査役に対して報告します。

8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、社規則を定め、監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な処遇（解雇、降格、減給等の懲戒処分や不利益な配置転換等の人事上の措置のほか、業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の措置を含む）を行いません。

9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、社規則を定め、監査役による職務の執行に伴う費用の前払いまたは償還の請求があった場合には、当該監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じ速やかに支出します。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴ 当社および子会社の取締役および使用人は、監査役によるヒアリングや往査等の方法による調査に応じることで、監査の実効性を確保します。
⑵ 当社は、監査役が取締役および会計監査人その他の監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。
⑶ 当社は、監査役が取締役会に出席するほか、経営執行会議その他重要な会議に出席し、意見を述べる機会を確保します。
⑷ 当社は、監査役の求めに応じて、監査役と子会社の監査役との連携および子会社の使用人からの情報収集の機会を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムの基本方針において反社会的勢力に対する方針を定めており、総務部を所管として組織的に対応する体制を構築しています。具体的には、社内における情報伝達網を整備することに加え、弁護士および警察との連携のほか、専門の諸団体に加入し情報収集や研修活動を行うことで予防策等を講じています。更に、取引先と締結する契約書に反社会的勢力を排除する旨の条項を定める等、「一切の関係遮断」の恒常性に努めています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

株式会社の支配に関する基本方針については以下のとおりです。

(1)基本方針の内容の概要
当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。
当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるものと考えています。
しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上するのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えています。
(2)基本方針の実現のための取り組み
1)基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要
当社は、平成24年4月に発足した新経営体制により、平成25年3月期を初年度とした5ヵ年の新中期ビジョンを平成24年6月に発表し、新経営体制における経営方針を「原点回帰」、「One Olympus(ワン・オリンパス)」、「利益ある成長」の3つとしました。こうした経営方針に基づき、オリンパス再生と新たな価値創造を実現するため、1)事業ポートフォリオの再構築・経営資源の最適配分、2)コスト構造の見直し、3)財務の健全化、4)ガバナンスの再構築の4つの基本戦略を実行しています。また、平成24年9月に発表したソニー株式会社との業務提携および資本提携に加え、平成25年7月には新株発行等により約1,100億円の資金調達を実施しました。これらにより財務基盤を強化するとともに、中期ビジョンの達成に向けた取組みを加速することで企業価値の向上を図っていきます。
当社では、過去の損失計上の先送り等に係る一連の問題が生じたことから、今後このような事態を二度と引き起こさないために、外部有識者による経営改革委員会の助言を得て検討し社内検討チームで取りまとめた再発防止策を、平成24年4月に発足した新経営体制の下で着実に実施しており、コーポレート・ガバナンス体制の強化、内部統制システムの整備およびコンプライアンス体制の見直しを引き続き進めています。
2)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要
(i) 当社は、平成27年6月26日開催の第147期定時株主総会の決議により、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)を更新しました(以下、更新されたプランを「本プラン」といいます。)。
(ii) 本プランの内容
本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する当社株式の大量買付を抑止するとともに、当社株式の大量買付が行われる際に、株主の皆さまがこれに応じるべきか否かを判断し、もしくは当社取締役会が株主の皆さまに代替案を提案するために必要な時間や情報を確保したり、または株主の皆さまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。
本プランは、1)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、または2)当社が発行者である株券等について、公開買付を行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付に該当する、当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案(当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。また、買付等を行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続に従うものとします。
(iii) 本プランの手続および発動要件等
買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面等、および当社が交付する書式に従った株主の皆さまの判断等のために必要な所定の情報を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を当社取締役会に対して提出し、また、当社取締役会は、受領した買付説明書を、社外取締役等により構成される特別委員会に送付します。
特別委員会は、買付者等および当社取締役会からの情報等、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討等を行うとともに、買付者等との協議等を行います。また、特別委員会は、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができます。その上で、特別委員会は、買付者等による買付等が、本プランに定められた手続に従わない買付等である場合や当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合であって、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合等所定の発動事由のいずれかが存すると判断した場合には、特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本プランの発動として新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。また、当社取締役会は、特別委員会が新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合等には、株主総会を招集し、株主の皆さまの意思を確認することができます。当社取締役会は、上記の特別委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施に関する決議を行い、また、上記の株主総会の決議が存する場合には、その決議に従います。
本プランに従い株主に対して割り当てられる予定の新株予約権は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、原則として、新株予約権1個につき普通株式1株を取得することができ、また、所定の非適格者による権利行使が(一定の例外事由が存する場合を除き)認められないという行使条件、および当社が非適格者以外の者から当社株式1株と引換えに未行使の新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されています。
本プランの有効期間は、原則として、平成27年6月26日開催の第147期定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされています。
(3)上記(2)の取り組みに関する当社の取締役会の判断およびその理由
本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、1)株主総会において株主の承認を得たうえで導入されたものであること、2)一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆さまの意思を確認する仕組みが設けられていること、3)本プランの有効期間が1年間と定められたうえ、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、4)独立性を有する社外取締役等から構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、5)特別委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができるとされていること、6)本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

平成16年10月に医療事業および映像事業を一層強化・進化させるため、オリンパスメディカルシステムズ株式会社とオリンパスイメージング株式会社とに分社化しました。その後、当社は、平成27年4月1日付で、当社、オリンパスメディカルシステムズ株式会社およびオリンパスイメージン

グ株式会社の組織再編を実施しました。これにより、各事業のグローバルな事業推進体制は維持しながらも、グループ全体で価値観・戦略を共有し、経営資源を最大活用することで、全体パフォーマンスを最大化するグループ組織構造を構築し、長期的な利益成長を加速させていきます。

当社は、金融商品取引法等関係法令を遵守し、適時開示規則に従った会社情報の開示を行い、また、法令等に定めのない情報についても、当社の企業価値に大きな影響を与える情報や、ステークホルダーに有用と考えられる情報を、社内開示基準に基づき積極的に情報を開示するため、社規則として「情報開示規程」等を制定し、情報開示に関する具体的な業務分担および手続きを定めています。

情報開示体制については、情報開示最高責任者である社長が、情報開示体制構築の責任と権限を持ち、情報取扱責任者であるコーポレート部門長が、情報開示全般の実務責任者として、情報開示最高責任者の意思決定を補佐し、迅速、正確かつ公平な情報の開示を行います。
当社および当社グループにおける重要な会社情報については、当該情報を有する部門の責任者より、情報開示担当部門である広報・IR部に速やかに通知される仕組みになっています。

通知された情報については、主にIR情報開示関連部門であるコーポレート部門長、経営統括本部長、財務本部長、コーポレートサービス本部長、経営企画部長、広報・IR部長、財務部長、経理部長および総務部長のうち、関連する部門が当該情報の重要性を協議し、情報取扱責任者が開示内容を決定しています。また、必要に応じ当該情報に関係する部門長を協議に加えるほか、適宜、会計監査人、弁護士等の専門家によるアドバイスを受けています。

重要な決定事項に関する情報および決算に関する情報は、取締役会決議後直ちに、また、重要な発生事項に関する情報は、当該事実の発生後直ちに開示しています。

開示されるまでは社規則「秘密情報管理規程」に基づき情報の漏洩を防止するとともに、社規則「インサイダー取引防止規程」に基づき関係者による株式等の売買等を制限しています。

開示した情報は、当社のホームページにも掲載し、積極的に公表しています。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図

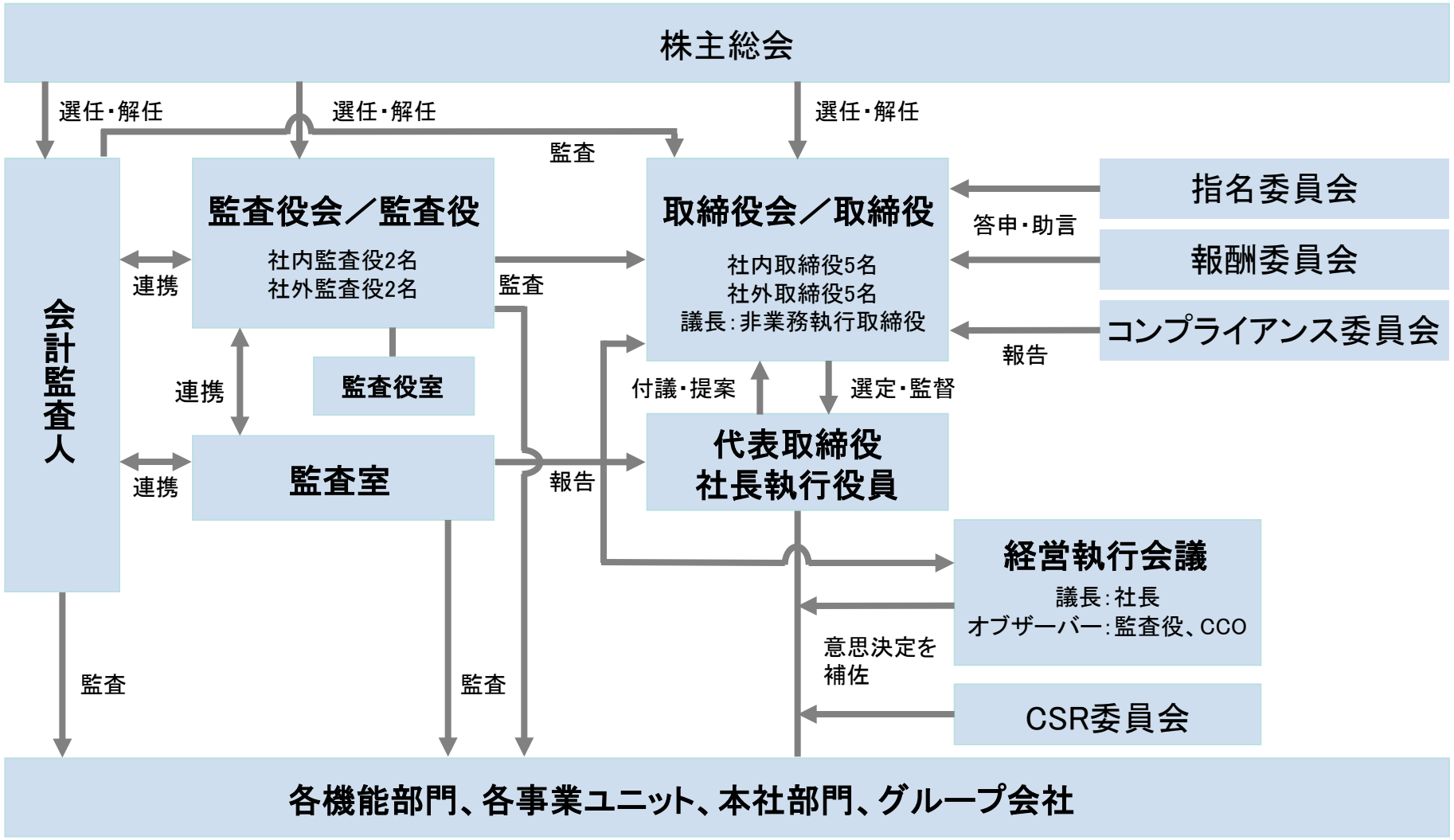

情報開示フロー

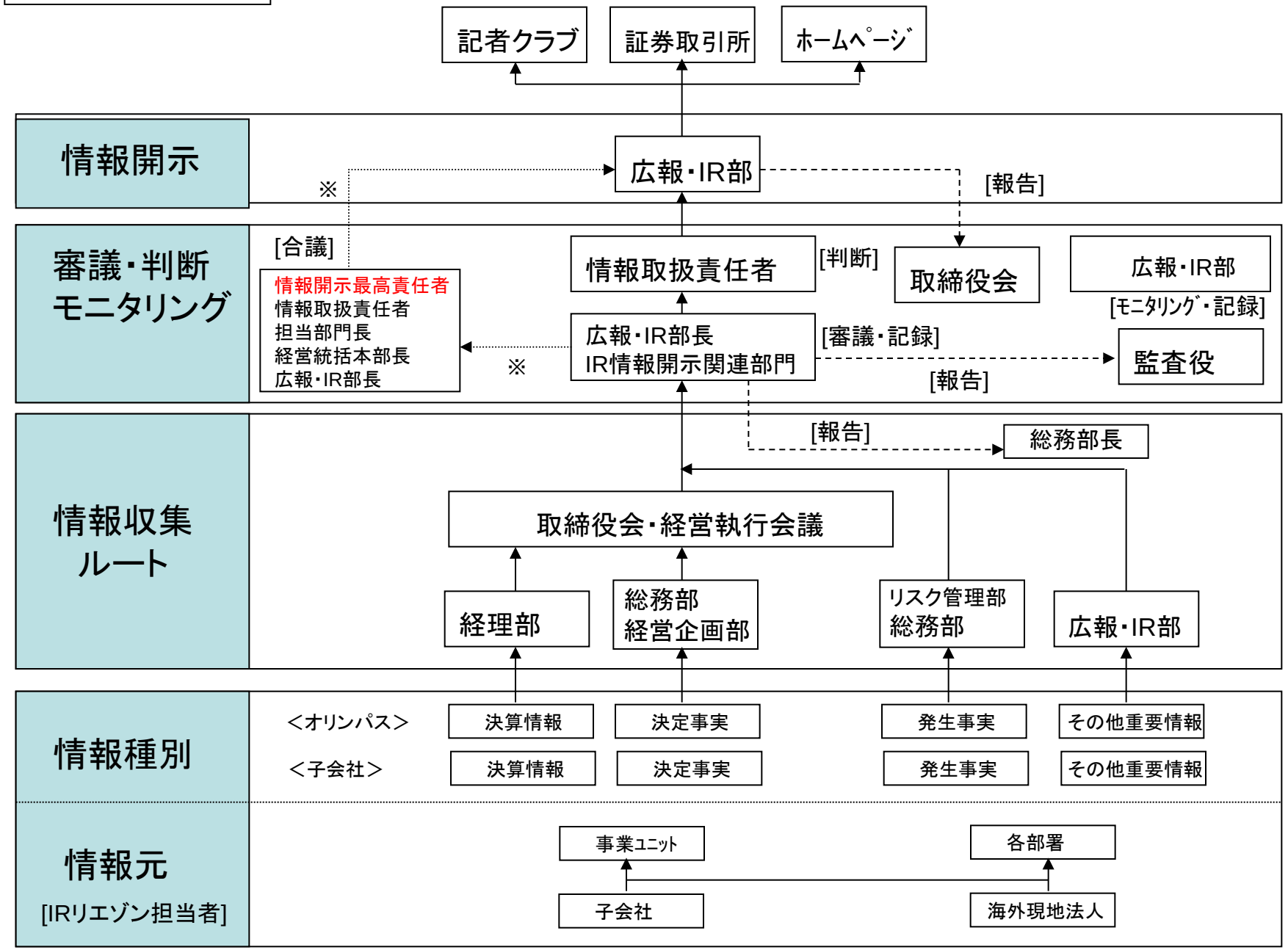

※　社内情報開示基準上合議基準に該当する場合、もしくは社内情報開示基準に定めのない場合で広報・IR部長が必要と判断した場合